

# 学校いじめ防止基本方針

大阪府立懐風館高等学校  
令和2年8月17日改定

## 第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

### 1 基本理念

いじめはその子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員がいじめはもちろんいじめをはやし立てたり傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことがいじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にすることを貫くことや、教職員自身が生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観・指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では「互いに違いを認め合い、ともに学びともに生きる」を重要な教育指針と受け止めており、それを実現し維持していくための人権教育に取り組んでいくことが必要であると考えている。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、同じ学校に在籍するなど当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が、当該生徒に対して行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は以下のようなものがある。

- ◆冷やかしかからかい・悪口や脅し文句・嫌なことを言われる
- ◆仲間はずれ・集団による無視をされる
- ◆軽くぶつかられたり遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする
- ◆ひどくぶつかられたり叩かれたり蹴られたりする
- ◆金品をたかられる
- ◆金品を隠されたり盗まれたり壊されたり捨てられたりする
- ◆嫌なことや恥ずかしいこと・危険なことをされたりさせられたりする
- ◆パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる 等

### 3 いじめ防止のための組織

特定の教職員でいじめの問題を抱え込まず学校全体で対応するために組織を置く。このことにより複数の目による状況の見立てが可能となる。加えて、スクールカウンセラー等を活用しより実効的にいじめの問題の解決を図る。

## (1)名称

「いじめ対策委員会」

## (2)構成員

校長・教頭・首席・指導教諭・生徒指導主事・養護教諭・人権教育推進委員長・支援教育コーディネーター  
学年主任

※担当を兼ねることができるものとする

## (3)役割

### ア.未然防止

◇いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

### イ.早期発見・事案対処

◇いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

◇いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録・共有を行う役割

◇いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有および関係児童生徒に対するアンケート調査・聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

◇いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

### ウ.学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

◇学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

◇学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づきいじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

◇学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む）

#### 4 年間計画

本基本方針に沿って以下のとおり実施する。

懐風館高等学校 いじめ防止年間計画

|      | 1 年  | 2 年   | 3 年   | 学校全体  |
|------|--|---|---|---|
| 4 月  | 学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知<br><br>高校生活支援カードによって把握された生徒状況の集約<br><br>人権 HR(いじめをなくすために) | 学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知<br><br><br><br>人権 HR(いじめをなくすために) | 学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知<br><br><br><br>人権 HR(いじめをなくすために) | 第 1 回いじめ対策委員会<br>(年間計画の確認)<br><br>「学校いじめ防止基本方針」のHP 更新 |
| 5 月  | 校外学習・個人懇談  | 校外学習  | 校外学習  | PTA 総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明                             |
| 6 月  | 保護者懇談週間<br>(家庭での様子の把握)   | 保護者懇談週間<br>(家庭での様子の把握)                                    | 保護者懇談週間<br>(家庭での様子の把握)                                    | 教職員間による公開授業週間<br>(わかる授業づくりの推進)                        |
| 7 月  | アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施   | アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施                                  | アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施                                  | アンケート回収箱の設置   |
| 8 月  | 職業体験   |   |   | 第 2 回いじめ対策委員会<br>(進捗確認)                               |
| 9 月  | 文化祭  | 文化祭   | 文化祭   |   |
| 10 月 | いじめアンケート実施   | いじめアンケート実施  | いじめアンケート実施  | 第 3 回いじめ対策委員会<br>(状況報告と取組みの検証)                        |
| 11 月 |  |   |   |   |
| 12 月 | アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施   | アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施                                  | アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施                                  | アンケート回収箱の設置   |
| 1 月  |  |   |   |   |
| 2 月  | 耐寒行事   |   |   | 第 4 回いじめ対策委員会<br>(年間の取組みの検証)                          |
| 3 月  |  |   |   |   |

#### 5 取組状況の把握と検証 (PDCA)

いじめ防止等の取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、いじめ対策委員会を年 4 回開催し、取組みが計画どおりに進んでいるかの点検・いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証・必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

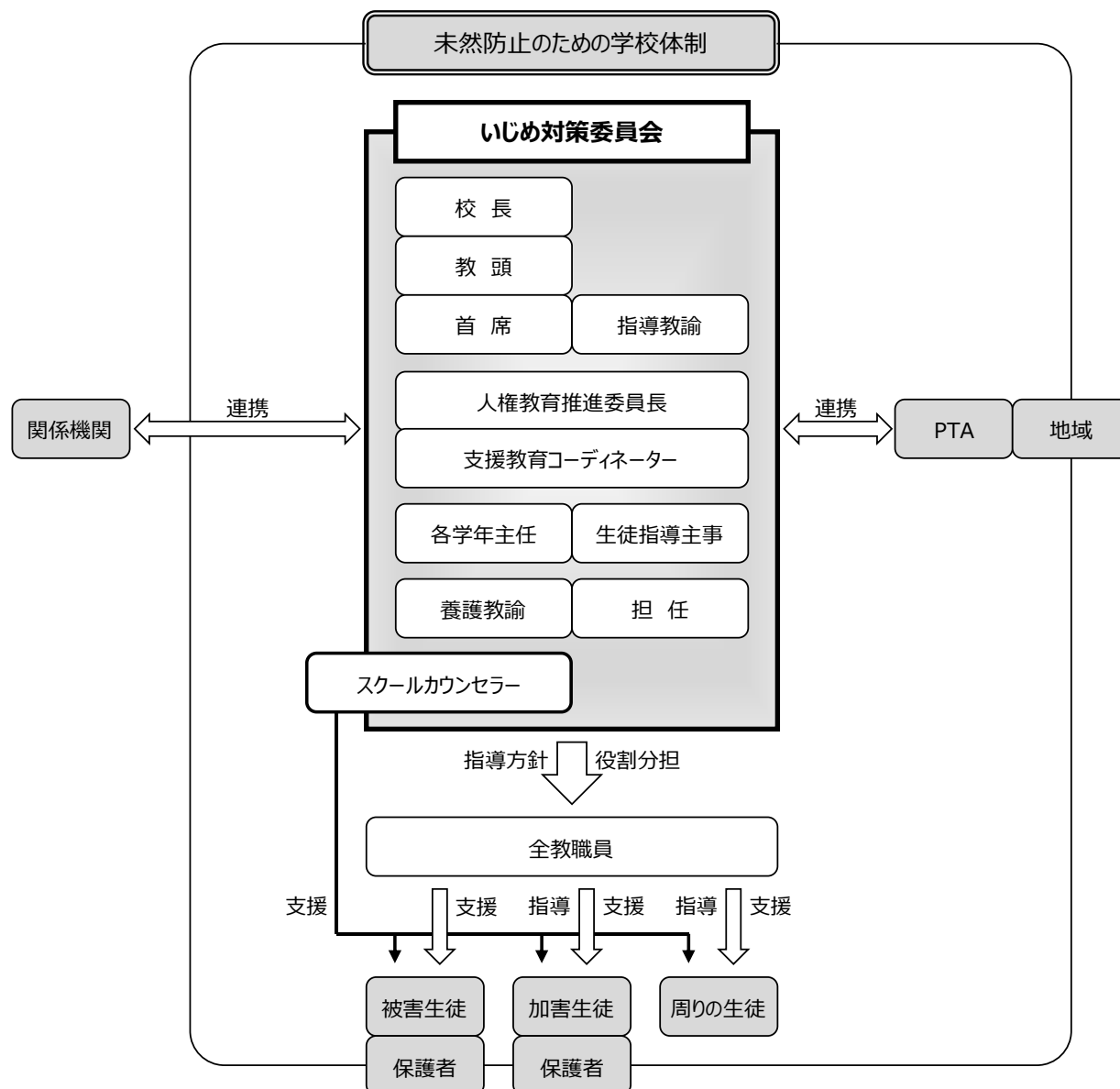
## 第2章 いじめ防止

### 1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解および人権感覚を育む学習活動を各教科・特別活動・総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

いじめの未然防止のために、下記のように「いじめ対策委員会」が中心となり、未然防止教育および対策を講じ、本校の生徒が安心・安全に学校生活を送れるよう教職員が一致団結し、人権を大事にした学校運営をおこなう。



## 2 いじめの防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対して校内・校外の研修に参加し人権感覚を磨く機会を与える。生徒に対しては教員・外部講師による人権教育を実施し、いじめについての体験的学習をする機会を与える。
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。  
そのために、宿泊オリエンテーション・修学旅行・耐寒行事や体育祭・文化祭等の学校行事を通じ、コミュニケーション能力を高める機会を与える。
- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、学習面への配慮・授業の充実という観点が必要である。分かりやすい授業づくりを進めるために、年間 2 回の公開授業・研究授業週間を設ける。  
生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、ホームルーム活動に協働・参加型のメニューを導入する。  
ストレスに適切に対処できる力を育むために、ストレスマネジメントやストレスコントロールについて学ぶ機会を与える。  
いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等指導の在り方に注意を払うため、年間 2 回の安全安心アンケート等を通じ、情報の把握や状況への対応を素早くおこなう。
- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、進路指導部と連携し有効なキャリア教育を計画し、各自の明確な進路目標設定をもてるように支援する。
- (5) 生徒が自らいじめについて学び取り組む方法として、いじめに関する図書・視聴覚教材等を駆使し自らいじめに関して考える機会を与える。

## 第 3 章 早期発見

### 1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたりいじめの拡大を恐れたり、あまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり訴えたりすることが難しいなどの状況にある生徒がいじめにあっている場合は、隠匿性が高くなりいじめが長期化・深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性・隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力・よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう、アンケート・懇談・日常的な声かけにより情報を把握し、担任団や学年団での情報共有を図り、教育相談体制を充実し対処する。

## 2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として定期的なアンケートは年 1 回実施し把握に努める。個人懇談や日常の声掛けにより情報を把握する。
- (2) 保護者と連携して生徒を見守るため、三者懇談において情報を共有すること努める。
- (3) 生徒・その保護者・教職員が抵抗なくいじめに関する相談に対応できるスクールカウンセラーを配置する。
- (4) 教育相談委員会により相談体制を広く周知する。また、適切に機能しているかなど定期的に体制を点検する。
- (5) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて教育相談委員・いじめ対策委員・担任等の関係者すべてに守秘義務を徹底し、文書等の保管に気を付けるよう指示する。

## 第 4 章 いじめに対する考え方

### 1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが再発防止に大切なことである。近年の事象を見るといじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて事象の教訓化を行い、教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、(別添)「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして外部機関とも連携する。

### 2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合ささいな兆候であってもいじめの疑いがある行為には早い段階から的確に関わる。遊びや悪ふざけなどいじめと疑われる行為を発見した場合その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあったりした場合には真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめ対策委員会と情報を共有する。その後は当該組織が中心となって速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し相談する。

- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会ってより丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。  
なお、生徒の生命・身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し適切に援助を求める。

### 3 いじめられた生徒またはその保護者への支援

- (1) いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じてスクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

### 4 いじめた生徒への指導またはその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上でいじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。また、いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた生徒への指導に当たっては、家庭訪問や別室指導等個別に指導する機会を設け、いじめは人格を傷つけ生命・身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題などいじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。  
その指導にあたり、学校は複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的にいじめをやめさせその再発を防止する措置をとる。

### 5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。  
そのため、まずいじめに関わった生徒に対しては正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になってそのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて行動の変容につなげる。  
また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしてきた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。  
「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。
- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず学校の課題として解決を図る。全ての生徒が互いを尊重し認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して

学級経営するとともにすべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通してその背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際スクールカウンセラーとも連携する。

体育祭や文化祭・校外学習等は生徒が人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が意見の異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

## 6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として問題の箇所を確認しその箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査や生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

## 7 いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

### (1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。（相当の期間：少なくとも3か月を目安）

### (2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒本人およびその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

また、上記のいじめが「解消している」状態とはあくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でもいじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は当該いじめの被害生徒および加害生徒について日常的に注意深く観察を行う。